

14. 大学評価と大学図書館

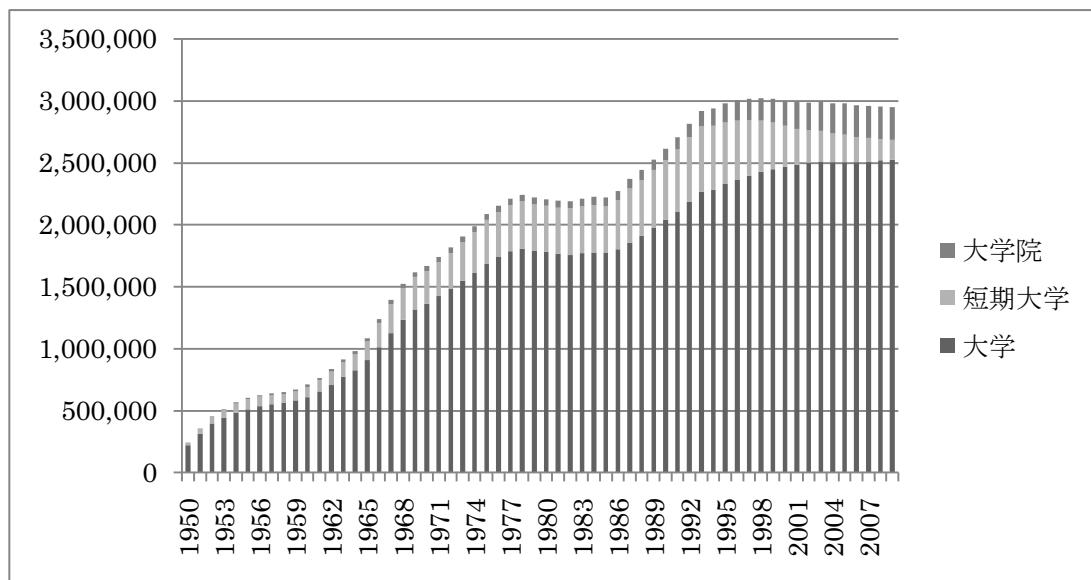
土屋俊(大学評価・学位授与機構)

この講義では、大学に対する評価事業の背景と現状を概観し、とくに大学図書館がどのようにかかわるのかについて論じる。

経緯は別にして、大学をなぜ「評価」するのか

現代日本における世界の中の大学

1. ここ 20 年、大学(短大、大学院含む)在学者数はほぼ変化なし(約 300 万人)。⇒ (私学倒産ほとんどなし)
⇒ その代償は質? (4 年制大学の志願者 68 万人合格者 62 万人うち特別選抜 27 万人)



戦後の高等教育機関在学者数の変化(「学校基本調査」から)

2. 経済規模としては、[(国立大学運営費交付金+国立大学授業料)+(私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助)+(公立大学関係)+研究助成]が高等教育機関にはいっている(数兆円程度) ⇒ これに見合う結果を確認したい
3. 公的資金が利用されている(国立大学法人運営費交付金・私学助成) ⇒ 配分の正当化とその検証のための評価の必要性 (⇒ 国立大学法人評価)
4. 18 歳人口の約半分ちょっとが 4 年制大学に進学、その他の教育機関を含めると 8 割近くが中等教育終了後も就学 ⇒ higher education? Postsecondary education? Tertiary education? ⇒ 社会制度としての大学の位置づけの再確認の必要性
5. 大学修了後のいわゆる就職率は、5、6 割程度(ただし、就職率の定義と算出は、けっこう面倒)。⇒ 経済事情もあるが、就業準備としての性格づけの再確認の必要性 ⇒ そもそも、学士課程修了者の質を大学は保証できるのか。
6. 高等教育を学生が消費者として購買するという理解モデルの浸透(全入化によって買い手市場となった)
⇒ 商品の質を知りたいという当然の要求
7. 研究活動に本来国境はないが、資金はほとんどすべて公的資金 ⇒ 社会還元への圧力

8. 「大学教員は研究者でなければならない」ということの社会的承認の自明性の喪失 ⇒ 教員の質の保証への要求
9. そもそも大学は存続のために規模を拡大する(授業料のディスカウントはない) ⇒ 巨大な組織は官僚化する(とりわけ、大学は公平性、客觀性を重視して入学者選抜、成績評価、卒業判定を行なう建前なので、規則の山ができる) ⇒ 官僚化した組織は自己保存を目的として、規則と前例を盾にとって自ら変革しない ⇒ なんらかの外部からの監視が必要
10. 大学教育マーケットはグローバル化しつつあると考えられている(国際化)。学生の流動性 ⇒ 「単位」の質の保証が必要 ⇒ 職業資格としての大学卒業の意義づけ。また、研究の普遍性 ⇒ よりよい研究環境を求めて研究者・教員は移動する(はず)
11. さらに、諸外国の動向と国際連携の機運：アメリカにおける accreditation 団体 ⇒ 営利大学への適格認定と連邦政府の干渉、イギリスにおける高等教育の見直し(サッチャー改革(post-1992 大学郡と Quality Assurance Agency)、さらに最近、Department of Industry, Innovation and Skills が管掌) ⇒ “Students at the heart of the system”、フランスにおける大学法人化、ドイツにおける「授業料」の導入、EU におけるボローニャ・プロセス(Bologna Process) ⇒ 学位の共通化・質保証、さらに ⇒ コペンハーゲン・プロセス(VET-LLL、Tuning プロジェクト等、ヨーロッパ的複線型中等・高等教育体制における調整)、アジアにおけるオーストラリア、日中韓による Campus Asia 等々。かつ、この傾向は、国際的な大学ランキングが現実性をもって意識されているということに象徴されているといつてもよい。

大学の自律性と(国内的、国際的)競争

1. 他方で、大学は「自律」的であるはず。「最高学府」であり、そのようなところを評価することは誰にもできないはず(と、多くの当事者が確信している)。その場合の外部からの評価の位置付け
2. より競争的な環境 ⇒ 大学の経営のためには、大学自身による機関研究(institutional research, IR)の必要性が認識され、必要に応じて経営的観点からベンチマー킹が求められる。(ランキングは、基本的には「威信」に関するだが、IR やベンチマーキングは経営的観点からのもの)
3. 外在的基準によることの困難 ⇒ Self-study 方式が一般的

要するに、大学評価が必要とされているのは、以下の目的を達成するため

1. 大学教育と大学教育が生み出す人材の質の保証
2. 資源配分の客觀的根拠の確立と検証
3. 社会的な説明責任の履行
4. 各大学の経営の基礎となる客觀的認識

現代の日本における大学評価事業とその背景

第二次世界大戦後の大学改革

1. 進駐軍(GHQ)民間情報教育局(CIE)教育課による教育民主化政策の一環としての大学改革(1946年から47年) ⇒ アメリカにおける accreditation 機関による「適格認定」方式の導入を構想
2. あわせて、「大学基準」と大学基準協会(1947) ⇒ 国立、公立、私立に対して同一の基準によって大学としての認定を与える仕組みへの模索(旧制大学の特権の剥奪?)
3. この過程で、CIE、文部省、教育刷新委員会、米国教育使節団、日本側大学関係者(旧帝大側、それ以

外)などの相互関係が複雑に關係していた。

「大学設置基準」の施行と相互評価の形骸化

1. 1956 年文部省令「大学設置基準」施行によって、文部省が設置する大学設置審議会による厳格な事前審査による設置認可制度が開始
2. 戦後の方向性であったはずの大学の相互評価による自律的な質保証という考え方がなくなり(?)、文部省(およびその審議会を使った)による設置審査が大学政策の中心となった。⇒ 文部省による国立大学の設置政策(筑波大学、「技術科学」大学、新構想教育大学、2 大学院大学等)、定員管理(たとえば、1980 年代国立大学における臨時増員募集)、および「入試改革」(大学共通第一次学力試験(1979-1989)、大学入試センター試験(1990-)、選抜方法の多様化)
3. 1970 年度から私学助成、1975 年私学振興助成法制定 ⇒ 国による私立大学への関与の強化
4. 大学紛争(1968 年)
5. 1970 年代から 80 年代において、大学進学者の増加による「大学の大衆化」「レジャーランド化」
6. 底流として、さまざまな資格制度とのせめぎあい

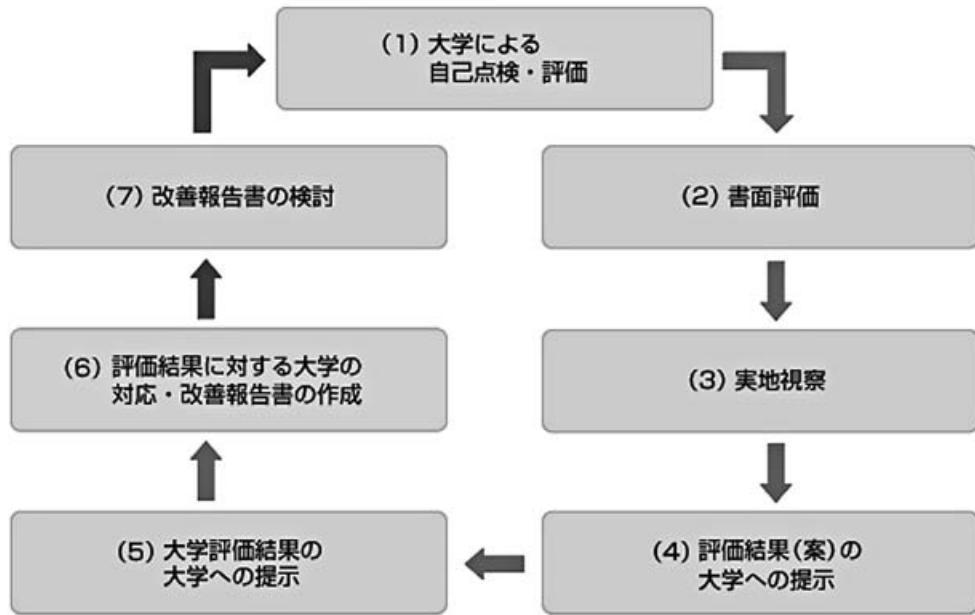
自己点検・評価と外部評価

1. 臨時教育審議会の設置(1984) ⇒ 文部省外からの改革圧力(「センター試験」、「大学設置基準大綱化」(実現)「法人化」(非実現)などさまざまな提案、それを受けたさまざまな議論)
2. 臨教審第二次答申における評価制度の導入提言(資料参照)
3. 大学審議会の設置(1987)。ただし、大学設置審議会は別に設置。大学審議会は、「日本の高等教育の基本的な在り方を審議することを主たる目的」とする。
4. 大学設置基準大綱化(学校教育法、関係政令、省令改正によって 1991 年実施) ⇒ 従来詳細に定められていた教育課程(たとえば、教養課程における単位の配分)などの基準の詳細の部分が削除され、基準の要件が緩和された一方で、教育研究の質の保証を大学自身に求めるという方針の下、大学による自己点検・評価が努力義務となる。
5. 大学審議会答申(1998 年 10 月)において「大学に対する外部の第三者による評価の義務づけ」がなされる。ただし、「外部の第三者」としては、大学側が選考、任命していたという実態 ⇒ 「開かれた大学」、具体的にはステークホルダーの関与への方向性 ⇒ 大学評価・学位授与機構の設置(2000 年 4 月、国立学校設置法による)

(教育の)質保証のための第三者評価(「認証評価機関による評価」 = 「認証評価」の開始)

1. 大学評価・学位授与機構の設置(2000 年 4 月)
2. 学校教育法の改正(2002 年) ⇒ 全大学が、国から認証された第三者評価機関(認証評価機関)による機関別の評価を受けることが義務化(資料参照)
3. 中央教育審議会答申(2002 年 8 月)『大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について』 ⇒ 学校教育法の改正(2004 年 4 月施行)。目的は 2 つ：
 - i. 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
 - ii. 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
4. 認証評価の開始(2004 年) ⇒ 財団法人大学基準協会(2004 年度から「加盟判定」「資格判定」から切り

- 替えて)、財団法人日本高等教育評価機構(2004 年度から)、大学評価・学位授与機構(2005 年度から)
5. 大学評価・学位授与機構の独立行政法人化(2004 年 4 月)。同じ時に、国立大学法人化(2004 年 4 月)
 6. 「認証評価」の基本的考え方(たとえば、大学基準協会は以下の 5 点をあげているが、どの認証評価機関においても考え方ほぼ同様)
 - i. 大学内に構築される内部質保証システムの有効性に着目した評価
 - ii. 自己改善機能を重視した評価
 - iii. 理念・目的・教育目標の達成度を重視した評価
 - iv. 改善報告書の評価
 - v. ピア・レビューの重視
 7. 「認証評価」は、認証評価機関が定める基準に適合しているかどうかを判定する。認証評価機関が定める基準としては、たとえば、大学評価・学位授与機構は 2012 年度以降実施分については次のように定めている。具体的な内容としては、「大学設置基準」を満たしているかを総合的に判断する。(下線部は土屋による)
 - 基準1 大学の目的
 - 基準2 教育研究組織
 - 基準3 教員及び教育支援者
 - 基準4 学生の受入
 - 基準5 教育内容及び方法(○ 学士課程,○ 大学院課程 (専門職学位課程を含む。))
 - 基準6 学習成果
 - 基準7 施設・設備及び学生支援
 - 基準8 教育の内部質保証システム
 - 基準9 財務基盤及び管理運営
 - 基準10 教育情報等の公表
 8. 実施の手順(たとえば、大学基準協会によるもの)



運営費交付金配分の検証と改善のための国立大学法人評価

1. 国立大学法人化 ⇒ 国立大学法人評価の必要性)
 - i. 国立大学法人の中期目標の期間における業務の実績の評価に際しては、教育研究の状況についての評価の実施を機構に要請し、当該評価の結果を尊重すること（国立大学法人法）。
 - ii. 機構は、大学等の教育研究水準の向上に資するために、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果を当該大学等及び設置者に提供し、公表する（機構法）。
2. 評価自体は、文部科学省における国立大学法人評価委員会が行ない、大学評価・学位授与機構は「大学等の教育研究活動等の状況」を提供する。
3. 文部科学大臣が示す第1期中期目標を達成するための文部科学大臣が認可した第1期中期計画に関する国立大学法人評価が2011年度に完了した。

それ以外の大学評価

1. 専門職大学院認証評価(法科大学院など)、短期大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価
2. 「分野」(プログラム)別評価(理学、工学などの学術分野ごとに教育研究について評価を行なう) ⇒ 大学評価・学位授与機構による試行評価(2001、2002年度)、JABEE(日本技術者教育認定機構)による理学、工学、農学分野の評価
3. 「分野」(機能)別評価(教養教育、社会貢献などの分野について評価を行なう) ⇒ 大学評価・学位授業機構が行なった試行評価、同じく「選択的評価事項」、2012年度からの「選択的評価」 ⇒ 「機能別評価」(2011年度政府予算における「機能別分化」との関係)
4. 國際的な評価団体による大学評価 ⇒ たとえば、JABEEではなく Accreditation Board for Engineering and Technology(アメリカ)、あるいは、ASIIN(ドイツ)がメルボルン大学を評価するなど
5. 研究評価 ⇒ 国立大学法人評価の一部、研究資金配分等

教育情報の「公表」

1. 「象牙の塔」という認識から、「開かれた」大学へ
2. 運営費交付金・私学助成に対する社会的説明責任
3. 消費者としての学生に対する商品としての高等教育の機能・性能・品質の保証
4. 学術と雇用における国際的流動性の基礎的情報の提供
5. (多分)以上から、2011年4月から教育情報の公表の義務化(資料参照)

評価事業における大学図書館

評価対象としての大学図書館

1. 大学の一部としての大学図書館は、
2. 教育のための附属施設としての図書館(情報センターとの関係)
 - i. 大学の施設の一部としての位置付け(「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」、現在は設置基準(資料参照)による)
 - ii. その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが通例
1. 建物、保存庫としての図書館(設置基準参照) ⇒ 所蔵数などをただ書いてあることが多い(「概要」のそのままの引き写し(?))
2. 要するに、現在および近未来では教育の本質的要素としての位置づけは、自己評価の中に現われない仕組み。研究においても同様というかそれ以上。
3. ただし、アメリカの法科大学院認証(accreditation)機関(ABA)は、Law library に対して、管理運営上、予算上の自立性を要求し、実質的に大学図書館システムからを独立させることを要求している(ABA, Accreditation Standards, 602)

大学図書館と「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」

1. 戦後の教育改革におけるアメリカ式「単位」(credit hour)制度の導入 ⇒ 講義1単位は45時間の学修を要する内容で、授業するのは15時間。したがって、30時間分の自習が必要なはず。戦争直後においては、自習のための施設などが私立大学を中心になくてはならなかったので、弾力的に運用。かつては、「大学図書館基準」(大学基準協会、1952年。最終改訂、1982年)があったが、そこでも量的な基準は示されていない。設置基準では、大綱化のあと量的基準がなくなっている。しかし、今後は1単位45時間は国際的な観点からも維持されるので、その「実質化」がひとつの焦点。
2. 大学図書館としては、近年における教育支援、学習支援機能へのシフトを重要視すべき(「ラーニング・コモンズ」等) ⇒ とくに、「教育」から「学習」への用語の変化に注目するべき。すなわち、教員の教育を支援するのではなく、学生の学習を支援する機能として(授業だって、「学習支援」機能(?))
3. 電子的資源による学習支援の重要性(Learning management system(LMS)) しかし、認証評価的にはあまり目立たないはず。
4. 学習成果(Learning outcomes)へのシフト : 「課程」修了から単位認定という形式の社会的な通用性の問題(一見、「単位実質化」論と不整合だが)。 ⇒ 就業準備としての高等教育という観点からは社会的要請は明確。(the specification of what a student should learn as the result of a period of specified and supported study.)つまり、授業の質でなく学生の学習の成果に重点が置かれている。

5. ただし、図書館の貢献が求められている分野であるが、自己評価にどのように寄与できるかは不明。

大学図書館に関する評価事業(自己点検・評価、LibQUAL+)

1. 1990年代の国立大学においては自己点検・評価は実施されていたが、しだいにマンネリ化していった。
2. 設置基準大綱化、認証評価・法人評価の時代になって、図書館の主体的役割が学内で十分に評価されなくなっていました。「電子ジャーナル」で存在認知はあったが、教育、研究実施のための不可欠要素とは考えられていなかった。
3. ARL の LibQUAL+導入の試み(SERVQUAL(サービスの質の評価方法)の図書館サービス評価への応用。顧客期待度と実際経験とのギャップを測定) ⇒ 筑波大における研究、東北大、千葉大における試行、慶應義塾大学・丸善の企画 ⇒ 根付いていないといってよい(参考: 佐藤義則: LibQUAL+TMの展開と図書館サービスの品質評価, カレントアウェアネス, No 280, 2004.)

大学の自己評価における図書館の役割

1. 学習支援サービスは、全般的に「単位の実質化」「学習成果」「学習支援」に貢献するものであり、かつその貢献が期待されているが、それらを明示的に図書館に帰属させることはきわめて困難。⇒ 相当の努力が必要
2. 研究支援サービスは、資源確保にとどまってしまう可能性が高いが、研究評価サービスは、図書館の専門的技能の活用としては自然かもしれない。
3. Thomson Reuters による大学ランキング的サービス。Elsevier の商品である SciVal。
4. 教育情報公表の観点からは、教員業績のかなりが、これらの出版側サービスで捕捉されていることを考慮すると図書館の寄与は可能 ⇒ Institutional Redsaerch
5. これらの業務は、利用者支援ではなく、大学経営支援であることから、大学図書館と大学との関係を考える際に重要なポイント。

資料：関係法令等

臨時教育審議会第二次答申(昭和61年4月23日)(抜粋)

(前略)

(6)大学の評価と大学情報の公開

(ア)大学は自己の教育、研究および社会的寄与について検証する。

(イ)大学の教育、研究等の状況について国の内外に情報を公開する。

(後略)

学校教育法(抜粋)

第百九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

○2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。(以下略)

○3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。(以下略)

○4 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。)に従つて行うものとする。

第百十条 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。(第2項以下略)

第百十一条 (略)

第百十二条 (略)

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

学校教育法施行規則

第百七十七条 学校教育法第百十条第四項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

第百七十二条 学校教育法第百十条第五項に規定する文部科学大臣の定める事項は、第百六十九条第一項第一号から第三号まで及び第五号から第八号までに掲げる事項とする。

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
- 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

大学設置基準(抜粋)

(単位)

第二十一条 各授業科目的単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たつては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内

容をもつて構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもつて一単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(一年間の授業期間)

第二十二条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(中略)

(校舎等施設)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。

一 学長室、会議室、事務室

二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。）

三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室

2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。

3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。

4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。

5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。

6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。

(校舎の面積)

第三十七条の二（略）

(図書等の資料及び図書館)

第三十八条 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。

2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力に努めるものとする。

3 図書館には、その機能を十分に發揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。

4 図書館には、大学の教育研究を促進できるような適當な規模の閲覧室、レファレンス・ルーム、整理室、書庫等を備えるものとする。

5 前項の閲覧室には、学生の学習及び教員の教育研究のために十分な数の座席を備えるものとする。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）（抜粋）

このたび、別添のとおり、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成22年文部科学省令第15号）が平成22年6月15日に公布され、平成23年4月1日から施行されることとなりました。

大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進することが、今回の改正の趣旨です。

今回の改正の概要及び留意すべき事項等は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようにお取り計らいください。

記

第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

（1）大学（短期大学、大学院を含む。）は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表すること。（第172条の2第1項関係）

【1】大学の教育研究上の目的に関すること。（第1号関係）

【2】教育研究上の基本組織に関すること。（第2号関係）

【3】教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第3号関係）

（各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。）

【4】入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。（第4号関係）

【5】授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。（第5号関係）

【6】学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。（第6号関係）

- 【7】 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 (第7号関係)
- 【8】 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 (第8号関係)
- 【9】 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 (第9号関係)

(2) 大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとすること。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。 (第172条の2第2項関係)

(3) (1)による教育情報の公表は、そのための適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとすること。 (第172条の2第3項関係)

(4) 大学の教育情報の公表に関する(1)～(3)について、高等専門学校に準用すること。 (第179条関係)

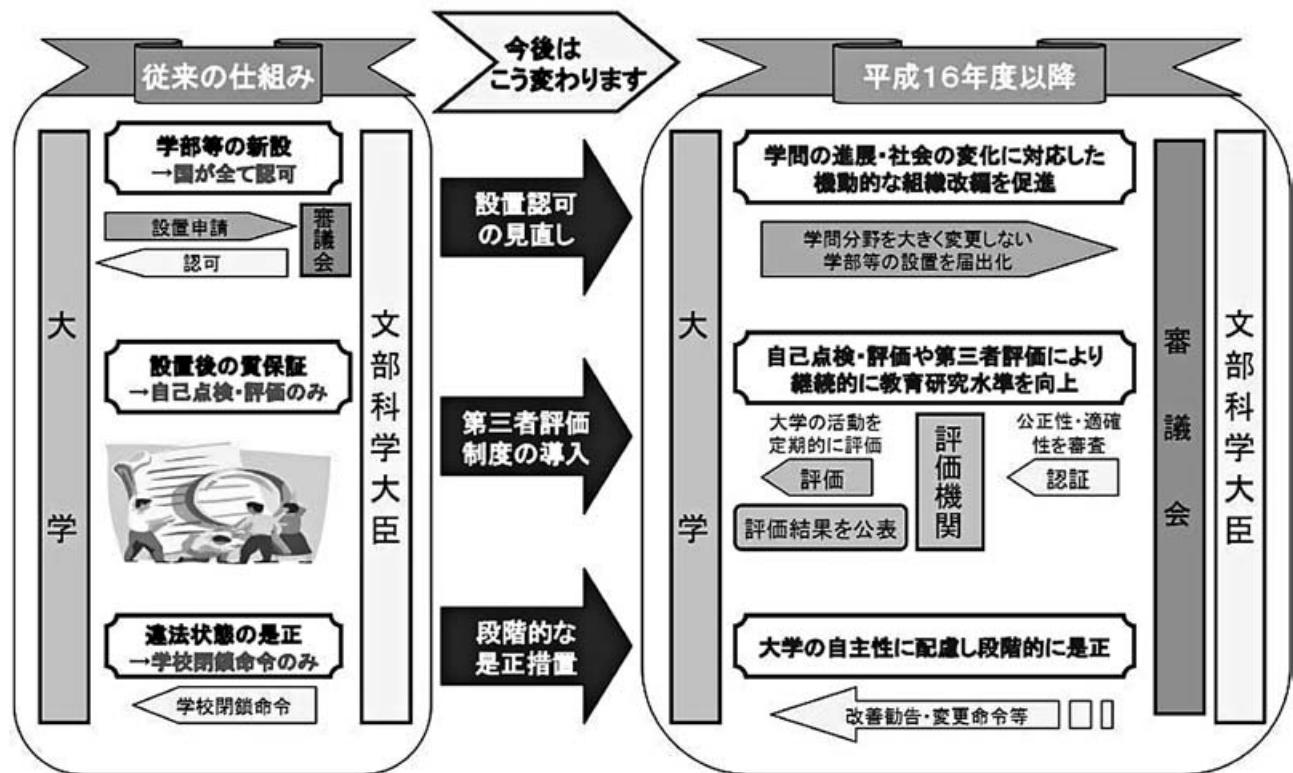
(中略)

第四 施行について

平成23年4月1日施行とすること。

（参考）
（文部科学省 資料）

大学の質の新たな保証システムの構築



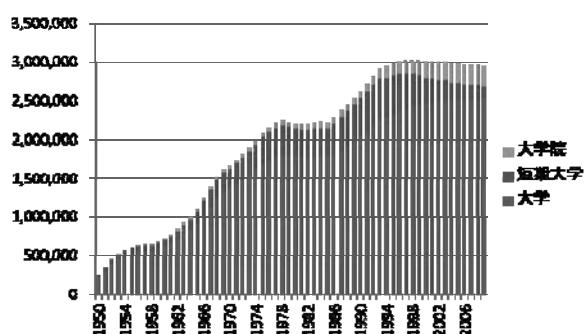
大学評価と大学図書館

土屋俊
(大学評価・学位授与機構)

目次

- なぜ大学評価か
 - 大学における大学図書館
 - そして、社会における大学
 - 国際性と自律性
- その歴史的経緯と現状
 - 戦後教育改革
 - 臨教審に始まる一連の大学改革
 - 規制緩和・国立大学法人化・社会的説明責任
- 大学評価と大学図書館
 - サービスの質の評価
 - 大学評価への直接貢献

大学の位置(学生300万人)



大学の位置

- [(国立大学運営費交付金+国立大学授業料)+(私立大学授業料+私立大学経常費・施設設備費補助)+(公立大学関係)+研究助成]が高等教育機関にはいっている(数兆円程度)
- 8割近くが中等教育終了後も就学
- 就業準備としての性格づけ
- 「高等教育を学生が消費者として購買」という市場モデル(「借金しても」)
- 研究資金はほとんどすべて公的資金
- 研究と教育の国際化

「象牙の塔」としての大学

- 19世紀以降社会から隔たった価値観と行動様式で特徴づけられる知識人の集団を揶揄する表現(esotericism +(academic) elitism)
- 人間の集団である以上マネージメントは必要。しかし、それが不信をもたれるようになった←規則、権威、排他(教員選考)等々
- 大学卒業生は、普通に「就業する」⇒その能力への不信、疑惑
- 外部からのチェックの必要性

日本の大学の国際的質保証の必要性

- イギリス: サッチャー改革⇒QAA⇒Students ant the heart of the system
- アメリカ: 営利大学の勃興(学生の10%)、低い卒業率)、オバマの挑戦(雇用創出、世界トップへの復帰)
- ヨーロッパ: ポローニヤ・プロセスとコペンハーゲン・プロセス 学術と雇用の流動性の基盤の創造
- 東南アジア: エリート大学と国家政策
- 東アジア: 日本の凋落と中国の伸長

要するに、大学評価はどうしても必要

- ・大学教育と大学教育が生み出す人材の質の保証
- ・資源配分の客観的根拠の確立と検証
- ・社会的な説明責任の履行
- ・各大学の経営の基礎となる客観的認識
- ・国際的観点

第二次世界大戦後の教育改革

- ・CIE/教育刷新委員会/文部省
- ・大学基準協会と「大学基準」
- ・大学設置基準(文部省令)とその実施 ⇒ 1980年代までを支配
- ・臨時教育審議会
- ・大学審議会、中央教育審議会 ⇒ 設置基準大綱化、大学院重点化、留学生、自己点検・評価から第三者評価へ、国立大学法人化

認証評価

- ・「教育研究等の総合的な状況について」(法)7年(政令)ごとに評価を受ける ⇒ 教育の質の保証
- ・認証された評価機関による評価
 - 大学基準協会(財団法人)
 - 高等教育評価機構(財団法人)
 - 大学評価・学位授与機構(独立行政法人)
- ・大学機関について、大学設置基準に従って行う(学校教育法)
- ・評価結果の扱い、評価を受けなかったときの罰則の規定はない

認証評価の基本的考え方

- ・目的
 - 評価結果が公表されることにより、大学等が社会による評価を受ける
 - 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る
- ・したがって、
 - 内部質保証システムが存在し、機能しているのか
 - 自己評価および第三者の評価を通じて自己改善を図る
 - 自ら定めた理念・目的・教育目標(個性)を尊重
 - 法令遵守はチェックするが総合的に判断
 - (大学コミュニティによる)ピア・レビューの重視

基準

- ・基準1 大学の目的
- ・基準2 教育研究組織
- ・基準3 教員及び教育支援者
- ・基準4 学生の受入
- ・基準5 教育内容及び方法(○ 学士課程, ○ 大学院課程(専門職学位課程を含む。))
- ・基準6 学習成果
- ・基準7 施設・設備及び学生支援
- ・基準8 教育の内部質保証システム
- ・基準9 財務基盤及び管理運営
- ・基準10 教育情報等の公表

大学評価・学位授与機構大学接觸別認証
評価大綱(平成24年度実施分)

手順

(大学評価・学位授与機構の場合)

- ・評価機関の選択
- ・自己評価書作成研修
- ・自己評価書作成・提出
- ・自己評価書にもとづく評価原案の作成(評価チーム)
 - 追加資料の要請
 - 質問項目(書面、訪問調査時)の確定
- ・訪問調査(2日間)
- ・評価報告書の作成・送付
- ・(もしあれば)異議申し立て
- ・異議申し立ての審査
- ・評価報告書の確定・公表

評価チーム

- ・主査：学長クラス(経験者を含む)
- ・委員：
 - －対象大学の専門分野の有識者
 - －高等教育研究の専門家等
- ・訪問調査では、
 - －経営層との面談
 - －一般教員との面談
 - －学生・卒業生との面談
 - －施設見学 ⇒ ほとんどの場合、図書館は訪問

資源配分に関する評価

- ・国立大学法人評価
 - －文部科学省国立大学法人評価委員会が実施し、つぎの中期目標達成のための予算措置に反映させる
 - －大学評価・学位授与機構が大学等の教育研究活動等の状況について評価
- ・「研究」の評価はもっぱらこちらが行なった
- ・評価結果は点数化され、運営費交付金の配分に(わずかに)影響を与えた(平成23年度)
- ・暫定評価と確定評価を実施(次回は暫定なし)
- ・大学情報データベースを一部活用

その他のさまざまな評価

- ・専門職大学院、短期大学、高等専門学校などについて認証評価
- ・プログラム別評価
- ・機能別評価
- ・(国際的)質保証ネットワーク

教育情報公表の義務化

- ・大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。(学校教育法113条)
- ・実際にはあまり公表されなかつたので、私立大学については、公表の程度を私学助成に反映(2011年から)
- ・さらに、大学分科会提言を受けて、学校教育法施行規則の改訂(2011年4月施行)

- ・(1)大学(短期大学、大学院を含む。)は、次の教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとすること。(第172条の2第1項関係)
 - 【1】大学の教育研究上の目的に関すること。(第1号関係)
 - 【2】教育研究上の基本組織に関すること。(第2号関係)
 - 【3】教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。(第3号関係)
- ・各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関する点を確認できるという点に留意すること。
- ・【4】入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他の進学及び就職等の状況に関すること。(第4号関係)
- ・【5】授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。(第5号関係)
- ・【6】学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。(第6号関係)
- ・【7】校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。(第7号関係)
- ・【8】授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。(第8号関係)
- ・【9】大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事項。(第9号関係)
- ・(2)大学は、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとすること。その際、大学の教育力の向上の観点から、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意すること。(第172条の2第2項関係)

附属施設としての大学図書館

- ・教育のための附属施設としての図書館(情報センターとの関係)
 - －大学の施設の一部としての位置付け(「国立学校設置法」時代では、「大学には図書館を置く」、現在は設置基準(資料参照)による)
 - －その他のセンターは教員がいるので、教育組織としてリストされることが多いが、図書館は項目が別建てになっているので、「教育のための附属施設」としては挙げられないことが通例
- ・建物、保存庫としての図書館(設置基準参照)

大学の教育機能と大学図書館

- 単位と勉強時間
 - 45時間の学修内容の修得に対して1単位
 - 授業は15時間
 - したがって、30時間の自習が必要?
 - 週40時間とすると、600時間。これを45時間で割ると、
– 現実と乖離? でも、アメリカでも同じ考え方だと、、、
- 自習環境としての図書館
 - 整備は必要だが、自己評価に盛り込みにくい
- 学習成果(learning outcomes)への関心のシフト
- 学術情報基盤作業部会でも教育機能を要望

図書館自身の評価へのとりくみ

- 1990年代における自己点検・評価
 - しだいにマンネリ化へ
- 評価と経営の時代に図書館が取り残されていったともいえる
- ARLのLibQUAL+™導入の試み
 - 研究
 - 施行
 - 本格化の試みと頓挫

大学の自己評価における図書館の役割

- 宿題に答えるだけでは忘れられる
- 学習成果向上への貢献を具体的に示すことが必要
 - アピールしないといけない
- 社会貢献は、図書館の一般市民利用でかならず参照されるが、あまりインパクトはない
 - 貸出、カタログ共有化(しかし、所詮相補的)
- 研究評価には関与可能な背景がある(Impact Factor, 機関リポジトリ、SciVal(しかし、図書館には売りに来ない))

大学評価と大学図書館

- いずれにせよ、評価の時代であることは確実
- したがって、主体的取り組みをすべき
- 具体的には、
 - 研究評価への協力
 - CrossRef + JaLC-DOI
 - Orchid